

新規用 指定店申請チェックリスト

※【法】：法人が提出する書類

【個】：個人事業主が提出する書類

- ☐ 排水設備指定工事店指定申請書【法】【個】
 - ☐ 誓約書【法】会社名義で記入
【個】代表者名義で記入
 - ☐ 住民票（外国人登録済証明書）【法】【個】代表者のみ
 - ☐ 履歴書【法】【個】代表者のみ
 - ☐ 身分証明書【法】登記事項証明書に記載されている会社役員全員分
【個】代表者のみ
 - ☐ 登記事項証明書【法】
 - ☐ 定款の写し【法】会社の原本証明が必要
 - ☐ 店舗の付近見取図【法】【個】
 - ☐ 店舗平面図【法】【個】
 - ☐ 店舗の屋内外の写真【法】【個】
 - ☐ 所有機材調書及び写真【法】【個】
 - ☐ 選任する責任技術者の雇用関係を証する書類（保険証等）【法】【個】
 - ☐ 下水道排水設備工事責任技術者証の写し【法】【個】
 - ☐ 市税完納証明書（未納がないことの証明書）【法】【個】各市町村で入手
 - ☐ 県税納税証明書（未納がないことの証明書）【法】総合県税事務所で入手
-

新規用 責任技術者申請チェックリスト

- ☐ 排水設備工事責任技術者登録申請書
- ☐ 誓約書
- ☐ 住民票（指定店申請で原本を提出された場合はコピーで可）
- ☐ 下水道排水設備工事責任技術者証の写し（山梨県下水道公社が発行したもの）
- ☐ 履歴書
- ☐ 身分証明書（指定店申請で原本を提出された場合はコピーで可）
- ☐ 責任技術者証（7号様式）
- ☐ 写真2枚（縦3cm、横2.5cm、3ヶ月以内に撮影のもので裏面に氏名を記入）

第 1 号様式（第 3 条関係）

蕪崎市排水設備指定工事店指定申請書

年 月 日

（宛先）蕪崎市下水道事業
蕪崎市長

申請者 住 所（所在地）

氏 名（商号及び代表者氏名）

(※)

電 話（ ）

（※）法人の場合は記名押印してください。
法人以外でも、本人（代表者）が手書しない場合は、
記名押印してください。

蕪崎市下水道条例第 6 条の 2 の規定により蕪崎市排水設備指定工事店の指定を申請します。

責任技術者氏名	兼任の状況 ☐ 無・ ☐ 有 (営業所名)	登録番号	第 号
責任技術者氏名	兼任の状況 ☐ 無・ ☐ 有 (営業所名)	登録番号	第 号
責任技術者氏名	兼任の状況 ☐ 無・ ☐ 有 (営業所名)	登録番号	第 号
責任技術者氏名	兼任の状況 ☐ 無・ ☐ 有 (営業所名)	登録番号	第 号
責任技術者氏名	兼任の状況 ☐ 無・ ☐ 有 (営業所名)	登録番号	第 号
添 付 書 類	1 蕪崎市下水道条例第 6 条の 3 第 1 項第 4 号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類 2 法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し 3 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図 4 選任することとなる責任技術者の責任技術者証の写し 5 蕪崎市下水道排水設備指定工事店規程第 6 条に規定する機械器具を有することを証する書類		

誓 約 書

韮崎市下水道条例第6条の3第1項第4号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者 住 所

氏 名

㊞

韮崎市下水道事業

韮崎市長 内藤 久夫 殿

履 歴 書

氏 名	葦崎 太郎
生年月日	昭和30年11月11日
本 籍	山梨県葦崎市水神一丁目1111番地
現 住 所	山梨県葦崎市水神一丁目3番1号
最終学歴	昭和52年3月××大学工学部土木工学科卒業
取得資格	昭和54年3月 2級土木施工管理技士合格 平成15年4月 下水道排水設備工事責任技術者合格
職 歴	昭和52年4月〇〇工業入社 昭和57年2月同社退職 昭和57年4月△△建設株式会社入社 平成 6年1月△△建設株式会社取締役就任 平成17年1月△△建設株式会社代表取締役就任
業務経歴	平成17年 ××町公共下水道枝線管渠布設工事 主任技術者 平成25年 〇〇市公共下水道枝線管渠布設工事 主任技術者 令和 2年 △△市公共下水道枝線管渠布設工事 主任技術者

上記のとおり相違ありません。

年 月 日
△△建設株式会社
葦崎 太 郎

設備・器財所有調書

商号又は名称						
所 在	〒					
事 務 所	面積	延べ ㎡				
	様態	事務所専用・店舗住宅・その他 ()				
	所有	土地	自己所有・借地	建物	自己所有・借家	
事 務 用 品	机・椅子 組 複写機 台 製図台 台 その他 ()					
倉 庫	面積	延べ ㎡				
	所有	土地	自己所有・借地	建物	自己所有・借家	
機 械 器 具	排水設備用具	削岩機 台 カッター 台 ランマー 台 測量機器 式 配水管清掃用具 台 その他 ()				
		運搬用車両等	トラック 台 ダンプ 台 ライトバン 台 軽自動車 台 乗用車 台			
その他器具	保安設備	工事表示板 基 工事予告板 基 保安灯 基 警戒標識 基 バリケード 基 回転灯 基 カラーコーン 個 照明灯 基 交通整理用具 (ロープ・合図灯) 式 その他 ()				
	その他	写真機 台 路面復旧表示板 枚 施工掲示板 台 その他 ()				

注意事項

指定店の指定条件

1. 責任技術者が1名以上選任していること。
2. 工事の施工に必要な設備及び器財を有していること。
3. 本県内に店舗又は営業所があること。
4. 次のいずれも該当しないこと。
 - ① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。
 - ② 工事業者(法人にあっては代表者)が責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過していない者。
 - ③ 指定工事店の指定を取り消されてから2年を経過していない者。
 - ④ 工事業者がその業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるにいたる相当の理由がある者。
 - ⑤ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者。
 - ⑥ 法人であっては、その役員のうち①から⑤までのいずれかに該当する者があるもの。
5. 4の③に該当する場合で、当該指定工事店が法人であるときは、その代表者は、4の③の期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることはできない。

必要書類

1. 排水設備指定工事店指定申請書（別紙1号様式）
2. 添付書類
 - ① 個人 住民票（外国人の場合は外国人登録済証明書）、履歴書身分証明書
法人 商業登記簿謄本、定款の写し、代表者に関する住民票（外国人の場合は外国人登録済証明書）経歴書及び身分証明書
 - ② 店舗の平面図及び店舗の屋内外の写真並びに付近の見取図。
 - ③ 専属する責任技術者の雇用関係を証する書類。
 - ④ 専属する責任技術者の責任技術者証の写し。
 - ⑤ 所有器財調書及び写真

第 4 号様式（第 7 条関係）

蕪崎市排水設備工事責任技術者登録申請書

年 月 日

（宛先）蕪崎市下水道事業
蕪崎市長

申請者 住 所 〒
氏 名
生年月日 年 月 日生
勤 務 先
電 話 （ ）

蕪崎市下水道条例第 6 条の 6 の規定により蕪崎市排水設備工事責任技術者の登録を申請します。

添付書類	1 住民票の写し 2 蕪崎市下水道条例第 6 条の 7 第 1 項に規定する責任技術者認定試験に合格したことを証する書類 3 蕪崎市下水道条例第 6 条の 7 第 2 項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書類 4 申請者の顔写真 2 枚
------	---

誓 約 書

韮崎市下水道条例第6条の7第2項各号のいずれにも該当しない
者であることを誓約します。

年 月 日

申請者 住 所

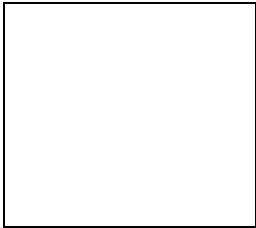
氏 名

⑩

韮崎市下水道事業
韮崎市長 内藤 久夫 殿

第 7 号様式（第 1 0 条関係）

（表）

蕪崎市排水設備工事責任技術者証			
住 所			
氏 名			
生年月日	年	月	日生
上記の者は、蕪崎市排水設備工事責任技術者として登録されていることを証する。			
(写 真)	登録番号 第 号		
	有効期限		
	年	月	日から
	年	月	日まで
年 月 日			
蕪崎市下水道事業			
蕪崎市長			
			

（裏）

< 注意事項 >

- 責任技術者は、排水設備等の新設等の工事に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、市の職員の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 責任技術者は、蕪崎市下水道条例第 6 条の 7 第 4 項の規定により登録を取り消されたときは、責任技術者証を遅滞なく管理者に返納しなければならない。また、同項の規定により登録の効力を一時停止されたときは、その期間中これを返納しなければならない。
- 責任技術者は、責任技術者証を破損し、汚損し、又は紛失したときは、速やかに蕪崎市排水設備工事責任技術者証再交付申請書を管理者に提出し、その再交付を受けなければならない。
- 責任技術者は、氏名、住所又は勤務先に異動があったとき（住居表示の実施等により変更があった場合を含む。）は、速やかに蕪崎市排水設備工事責任技術者異動届に異動の事実を証する書類及び責任技術者証を添えて、管理者に届け出なければならない。

＜注意事項＞

- 1 指定工事店は、指定工事店証を営業所内の見やすい場所に掲げなければならない。
- 2 指定工事店は、蕪崎市下水道条例第6条の12第1項の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく市長に指定工事店証を返納しなければならない。また、同項の規定により指定の効力を一時停止されたときは、その期間中指定工事店証を返納しなければならない。
- 3 指定工事店は、指定工事店証を破損し、汚損し、又は紛失したときは、速やかに蕪崎市排水設備指定工事店証再交付申請書を市長に提出し、その再交付を受けなければならない。
- 4 指定工事店は、蕪崎市下水道条例第6条の3第1項各号のいずれかに適合しなくなったとき、又は指定工事店としての営業を廃止しようとするときは蕪崎市排水設備指定工事店指定辞退届を、指定工事店としての営業を休止しようとするときは蕪崎市排水設備指定工事店営業休止届を、休止していた指定工事店としての営業を再開したときは蕪崎市排水設備指定工事店営業再開届を、速やかに市長に提出しなければならない。